

第6回福島移住促進に向けたインターネットパネル調査

業務委託仕様書

1. 委託業務名

第6回福島移住促進に向けたインターネットパネル調査業務

2. 背景及び目的

「ふくしま 12 市町村移住支援センター」(※1) (以下「移住支援センター」という。)では、福島県内の12市町村(※2) (以下「福島 12市町村」という。)への移住促進に向けて移住希望者に対する移住促進施策を広域的に展開することにより、移住者の増加を図る取り組みを進めている。

本業務では、首都圏を中心とした福島 12 市町村に対する認知度や、福島への移住意向がある層の仕事や生活環境、情報発信等に対するニーズ等を把握するため、これまでに実施した同種の調査(※3) との比較なども踏まえ、今後の施策に活かすことを目的として、インターネットパネル調査を実施する。

※1:移住支援センターは公益財団法人福島イノベーション・コースト構想推進機構
(以下「イノベ機構」という。)が福島県より受託し運営する。

※2:12 市町村とは、東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴う避難指示等の対象となった市町村(田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楢葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯舘村)を指す。

※3:同種の調査

第1回インターネットパネル調査 (2021 年 8 月実施)

<https://www.fipo.or.jp/news/16277>

第2回インターネットパネル調査 (2022 年 4 月実施)

<https://www.fipo.or.jp/news/19774>

第3回インターネットパネル調査 (2022 年 9 月実施)

<https://www.fipo.or.jp/news/21015>

第4回インターネットパネル調査 (2023 年 3 月実施)

<https://www.fipo.or.jp/news/24543>

第5回インターネットパネル調査 (2023 年 12 月実施)

<https://www.fipo.or.jp/news/29529>

3. 委託業務内容

(1) スクリーニング調査

- ア 対象者：20～60 代の一般男女 50,000 人
- イ 対象地域等：40,000 人を関東 1 都 6 県（東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、茨城県、群馬県、栃木県）及び宮城県の人口構成比で割り付け、大阪府と愛知県を 5,000 人ずつ割り付ける
- ウ 必要回答数：50,000
- エ 設問数：9 問（別紙 1 のとおり）

（2）本調査

- ア 対象者等：スクリーニング調査から、福島移住に関心を持つことを示す指定の設問について回答した 900 名
- イ 対象地域等：関東 1 都 6 県（東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、茨城県、群馬県、栃木県）、宮城県。前回調査の出現率に基づいた性年代別に割り付ける。
- ウ 必要回答数：810 以上
- エ 設問数：33 問（別紙 1 のとおり）

（3）集計方法及び成果物

スクリーニング調査、本調査ともに、以下のデータを Excel 形式で電子メール及び CD-ROM にて納品すること。

- ア データ割り付けの区分別計画及び実績
- イ 集計表（別紙 2 を参照し、全ての設問を同様に反映させ、回答の上位 2 位、下位 2 項目を合計するなど、前回以前の結果比較が可能な形で作成すること。また、前回調査結果との増減分析を行うこと。なお、前回調査結果については別途提供する。）
- ウ クロス集計表（別紙 3-1, 3-2 を参照し、全ての設問を反映させ作成すること。）
- エ ローデータを整形し、ピボット分析が可能なテーブルにしたもの

（4）調査実施時の留意事項

- ア 調査項目について分析可能な設問設定となっているか作成支援すること。なお、協議の上、設問数の範囲内で、調査項目の文言は変更することがある。
- イ 調査にあたっては、Web 回答フォームを作成し、配信前にセンターの確認を受けること。
- ウ 回答状況が良くない場合には、再配信を行い、回答者の確保に努めること。
- エ 回答者に対し、連続する 5 日間以上の回答期間を確保すること。

4. 業務委託期間

委託契約締結の日から令和 6 年 10 月 31 日(木)までの予定

5. 再委託

- （1）一括再委託の禁止

契約を履行するに当たり、委託事項の全部を一括して第三者に委託してはならない。

(2) 部分的再委託の承認

本業務を部分的に再委託する場合は、あらかじめセンターに再委託内容の分かる書面を提出し、承認を受けなければならない。

6. 権利の帰属

本業務を遂行するに際し、作成した情報・コンテンツに対する成果はセンターに帰属する。なお、委託業務終了後も、作成したコンテンツの内容変更等を機構側の判断で行う場合もある。

7. 受託者の責務

(1) 苦情等の処理

本業務に伴って生じたトラブル等に関しては、受託者が責任を持って対応し、速やかにセンターへ報告すること。

(2) 信用失墜行為の禁止

受託者は、本業務の実施にあたり、各種法令等を遵守し、センター機構の信用を失墜する行為を行ってはならない。

(3) 法令等の遵守

ア 個人情報等の守秘義務

本業務を通して知り得た個人情報等については、他に漏洩してはならない。なお、個人が特定される情報は原則として第三者へ提供しないこと。

イ 個人情報等の目的外使用の禁止

個人情報等については、他の目的で使用する事及び売買することを禁止する。

ウ 委託契約終了後の取り扱い

上記、ア及びイについては、本業務の委託契約の終了後についても同様とする。なお、個人情報が記載された資料については、業務完了後、機構に返還すること。

(4) 施設・設備の目的外使用の禁止及び信頼性の確保

受託者は、本業務の受託業務を行うために用意した備品等を本業務以外の目的で使用してはならない。

8. その他、業務実施上の注意点

(1) 受託者は、本業務に関わる責任者及び担当者について、本業務の趣旨・内容を十分に理解し、且つ、業務遂行に必要な知識・能力・経験を有する要員を配置すること。

(2) 受託者は工程管理を適切に行い、無理のないスケジュールで実施すること。

- (3) 受託者は委託契約書及び仕様書に基づき、業務の詳細について機構と協議の上、決定すること。なお、提案のあった内容をすべて実施することを保証するものではない。
- (4) 受託者は、センターと定期的に打合せを行い、進捗状況を綿密に報告すること。なお、オンライン打合せも可とする。また、センターの求めがあった場合も報告を行うこと。
- (5) 本仕様書に定めのない事項及び定める内容について疑義が生じた時は、双方協議の上、定めること。ただし、明示のない事項にあっても、社会通念上当然必要と思われるものについては本業務に含まれるものとする。
- (6) 成果品一式の著作権及び所有権並びに翻案権は、センターに帰属するものとする。
- (7) 本委託業務の受託者は、センターの許可なく、成果品等を他のものに利用、公表、貸与等をしてはならない。
- (8) 本委託仕様書に基づく作業に関し、第三者との間に著作権等の知的所有権の侵害に係る紛争等が生じた場合、速やかにセンターへ連絡するとともに、当該紛争の原因が専らセンターの責めに帰す場合を除き、受託者の責任、負担でその一切を処理するものとする。なお、センターは、本委託業務に係る紛争等の事実を知ったときは、受託者に対し、必要な範囲で訴訟上の防衛を受託者に委ねる等の協力措置を講ずるものとする。
- (9) 本業務は、国の交付金を活用した業務のため、会計検査院の实地検査等の対象となる。受託者は、本業務に係る会計实地検査が実施される場合には、センターに協力すること。

以上